

都原公売地について

1. この土地は地目が畑のため、購入希望者は農地の取得について農地法による許可が得られる見込みがあることを証明していただくために、事前に都城市農業委員会事務局から「農地買受適格証明」の交付を受けていただく必要があります。

○耕作目的で取得する場合

農地法第3条による買受適格証明

○農地を宅地利用など他の目的で取得する場合

農地法第5条による買受適格証明

2. 権利移転の手続きについて

購入された方が売買代金を完納され、農業委員会の権利移転の許可書又は届出受理書の提出をされた後、土地開発公社で所有権移転登記を行います。

3. この土地に住宅等を建築するためには、進入道路（市道 都原213号線）全区間において、建築基準法第42条第1項第1号に定める道（道路法による道路で幅員4m以上のもの）に該当するように整備していただく必要があります。

具体的には、進入道路の幅員が約2mしかないので、幅員4m以上（公図上）を確保のうえ、市道敷として整備（舗装、側溝敷設等）し、市に寄附していただきます。また、宅地分譲等の開発行為をする場合は、幅員5m以上が必要となります。

道路の舗装、側溝の設置、水道等の引込は個人負担とし、都城市への要望はできません。

ご購入を検討されている方は、下記へお問い合わせください。

- ・農地買受適格証明については、都城市農業委員会農地担当
(0986-23-7868)
- ・建築に関することについては、都城市建築対策課 (0986-23-2584)
- ・市道の整備については、都城市維持管理課 (0986-23-2752)